⑷　特別会計

25年度においては、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平24法42）に基づき、国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業債務管理特別会計が新たに設けられた。

26年度においては、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合している。その結果、特別会計の数は15となっている。

なお、特別会計の歳出総額から重複計上分等並びに国債償還、社会保障給付及び地方財政対策等を控除した額は、87,658億円となっており、さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を除いた額は、25年度当初予算額に対して24,550億円（29.8％）減の57,832億円となっている。

⑸　決算等の反映

決算及び決算検査報告等の予算への反映については、これまでも、積極的に取り組んできているところであり、26年度予算においても会計検査院の指摘や決算に関する国会の議決等を踏まえ、個別の事務・事業ごとに必要性や効率性を洗い直し、その結果を的確に反映している。

また、25年度予算執行調査については、75件の調査を実施し、その調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、26年度予算に的確に反映している。

さらに、各府省の政策評価に示された達成すべき目標、目標を達成するための手段、どの程度目標が達成されたかに関する事後評価等を精査の上、各事業の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、政策評価の結果を予算編成過程の中で適切に活用している。

6．予算の主な内容

⑴　一般会計

26年度一般会計歳出予算の主要経費別内訳は、表４のとおりである。

（表４）　一般会計歳出予算の主要経費別内訳

（単位：億円、％）

項目＼年度	25		26			
	当初予算額	構成比	予算額	増△減額	伸率	構成比
社会保障関係費	291,224	31.4	305,175	13,951	4.8	31.8
文教及び科学振興費	53,687	5.8	54,421	734	1.4	5.7
うち科学技術振興費	13,007	1.4	13,372	365	2.8	1.4
国債費	222,415	24.0	232,702	10,287	4.6	24.3
恩給関係費	5,045	0.5	4,443	△ 602	△ 11.9	0.5
地方交付税交付金等	163,927	17.7	161,424	△ 2,502	△ 1.5	16.8
防衛関係費	47,538	5.1	48,848	1,310	2.8	5.1
公共事業関係費	52,853	5.7	59,685	6,832	12.9	6.2
経済協力費	5,150	0.6	5,098	△ 52	△ 1.0	0.5
（参考）ODA	5,573	0.6	5,502	△ 71	△ 1.3	0.6
中小企業対策費	1,811	0.2	1,853	42	2.3	0.2
エネルギー対策費	8,496	0.9	9,642	1,146	13.5	1.0
食料安定供給関係費	10,539	1.1	10,507	△ 33	△ 0.3	1.1
その他の事項経費	59,931	6.5	61,526	1,595	2.7	6.4
予備費	3,500	0.4	3,500	—	—	0.4
合計	926,115	100.0	958,823	32,708	3.5	100.0

㈱1．四捨五入の関係上合計に不一致あり。以下、表８まで同じ。

①　社会保障（参考、表５）

社会保障関係費については、高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図りつつ所要額を確保する。その際、消費税増収分を活用した社会保障の充実・安定化を図ることとしている。具体的には、国分の消費税収の使途が高齢者三経費（基礎年金、老人医療、介護）から社会保障四経費（年金、医療、介護、少子化対策）に拡大されることにあわせ、「待機児童解消加速化プラン」による保育の受け皿の拡大や病床機能の分化・連携等のための新たな財政支援制度の創設、難病の対象疾患の拡充などを実施することとしている。あわせて、基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げを恒久化するとともに、消費税率引上げに伴って生じる社会保障四経費の増加について、医療機関、介護事業者等への課税仕入れにかかるコスト増への対応を適切に行うこととしている。

これらの結果、26年度の社会保障関係費は、25年度当初予算額に対して13,951億円（4.8％）増の305,175億円を計上している。

まず、年金については、消費税増収分を活用し、基礎年金の国庫負担割合２分の１への引上げを恒久化することとあわせ、遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大を行うこととしている。

医療については、消費税増収分を活用し、診療報酬と適切に組み合わせつつ、病床機能の分化・連携や在宅医療の推進、医療従事者の確保・養成を図るため、新たな財政支援制度を創設することとしている。また、高額療養費制度に関して、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求める観点から、27年１月から自己負担限度額を見直すこととしている。更に、難病・小児慢性特定疾患への対応について、27年１月から新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度を確立し、対象疾患の拡大等を図ることとしている。

介護については、消費税増収分を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域支援事業による認知症施策の充実及び生活支援サービスの基盤整備を推進することとしている。

少子化対策については、消費税増収分を活用し、「待機児童解消加速化プラン」を推進するため保育所運営費負担金を増額するほか、保育緊急確保事業や社会的養護の充実、育児休業給付における給付率の引上げを実施することとしている。

生活保護については、生活扶助基準の適正化（25年８月から27年度にかけて段階的に実施）を含む基準の改定などを実施することとしている。

障害保健福祉施策については、障害者の地域移行・地域生活支援を推進するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業等を着実に実施することとしている。

雇用政策については、失業なき労働移動を進めるための労働移動支援助成金の拡充や最低賃金の引上げのための支援を行うとともに、学び直しの支援強化などにより、女性・若者等の活躍を推進することとしている。

（表５）　社会保障関係費の内訳

（単位：億円、％）

区分＼年度	25	26		
	当初予算額	予算額	増△減額	伸率
年金医療介護保険給付費	218,475	225,557	7,082	3.2
生活保護費	28,614	29,222	607	2.1